

平成 2 3 年度

第 2 回 芦屋市営住宅入居者選考委員会

日時 平成 2 3 年 1 1 月 7 日(月) 午後 3 時 3 0 分 ~

場所 市役所南館 4 階 第 1 委員会室

芦屋市営住宅入居者選考委員会委員名簿

選出区分	出身団体名称及び役職名	氏 名
市民団体代表	芦屋市自治会連合会副会長	堀 晃二
	芦屋市老人クラブ連合会副会長	服部 朗
	芦屋市婦人会副会長	戎井 恭子
	芦屋市民生児童委員協議会会長	加納 多恵子
	芦屋市白菊会会長	清水 保子
市議会議員	芦屋市議会副議長	いとう まい
	芦屋市議会総務常任委員会委員長	松木 義昭
	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長	中島 かおり
	芦屋市議会都市環境常任委員会委員長	長谷 基弘
市 職 員	芦屋市総務部長	山口 謙次
	芦屋市市民生活部長	竹内 恵一
	芦屋市保健福祉部長	磯森 健二
事 務 局	芦屋市都市環境部参事(都市計画担当参事)	林 茂晴
	〃 住宅課長	細井 良幸
	〃 住宅課主幹(建替担当)	平 和樹
	〃 住宅課主査	石本 健三郎
	〃 住宅課主査	坂惠 弘実
	〃 住宅課	井澤 信也

報告事項(1) 平成23年度住宅困窮者登録の状況について

1 募集期間

平成23年8月15日(月)から平成23年9月14日(水)まで

2 申込案内

(1)8月1日号 市広報に掲載, ホームページに掲載

(2)申込案内書及び申込書を平成23年8月1日から市役所北館・南館玄関  
受付, ラポルテ市民サービスコーナー及び住宅課で配布

3 申込状況

144件

平成23年度住宅困窮者登録申込状況

<内 訳>

	1人世帯		2人世帯		3人以上世帯		合計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
受付件数	53	58	62	57	43	29	158	144

<団地希望理由内訳>

希望理由	1人世帯		2人世帯		3人以上世帯		合計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
1 子どもの通学(校区)	0	0	9	9	18	12	27	21
2 通院	12	11	8	8	2	3	22	22
3 通勤	4	3	10	11	4	5	18	19
4 親, 子, 友人等の近く	6	10	4	12	4	6	14	28
5 その他(環境等)	8	12	13	11	5	0	26	23
合計	30	36	44	51	33	26	107	113
希望率	56.6%	62.1%	71.0%	89.5%	76.7%	89.7%	67.7%	78.5%

<団地希望内訳>

団地	1人世帯		2人世帯		3人以上世帯		合計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
1 陽光町団地	9	10	14	17	13	9	36	36
2 上宮川町団地	2	0	2	3	3	0	7	3
3 宮塚町北団地	0	0	1	1	3	2	4	3
4 西蔵町団地	0	0	0	0	0	0	0	0
5 若宮町団地	5	4	6	7	2	2	13	13
6 精道町団地	2	3	0	0	2	0	4	3
7 津知団地	2	8	3	4	1	0	6	12
8 清水町団地	0	0	2	2	1	2	3	4
9 楠町団地	4	2	2	1	1	1	7	4
10 翠ヶ丘町北団地	0	0	1	1	0	0	1	1
11 大東町西・西2 大東町東団地	1	0	3	1	0	0	4	1
12 大東町・大東町北 大東町16番・17番団地	1	6	1	3	1	1	3	10
A 宮塚・西蔵・若宮町団地	0	0	0	2	0	1	0	3
B 精道・津知町団地	2	2	1	2	1	3	4	7
C 楠・翠ヶ丘町団地	0	0	1	1	2	1	3	2
D 大東町団地全域	2	1	7	6	3	4	12	11
合計	30	36	44	51	33	26	107	113

4 住宅のあっせん

(1)単身・複数世帯に区分し, 住宅困窮度の高い者から順番に住宅をあっせんする。

(2)登録有効期間は, 平成23年9月15日から平成24年9月14日までの1年間とする。

内訳	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
あっせん住宅	1DK・2K	2DK・3K	3K・3DK以上

○ あっせん状況によっては, この限りではありません。

議案(1) 平成23年度住宅困窮者登録の困窮度点の決定について

住宅困窮者困窮度点別世帯別一覧表

(単位:件)

世帯	1人世帯		2人世帯		3人以上世帯		合計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
21	1	0	0	0	0	0	1	0
20	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	1	0	0	0	1	0
18	0	0	0	1	0	0	0	1
17	1	1	0	1	0	0	1	2
16	0	0	0	0	0	0	0	0
15	4	2	4	1	1	1	9	4
14	2	4	0	0	0	1	2	5
13	5	1	3	3	2	0	10	4
12	2	2	1	3	1	1	4	6
11	3	10	7	14	7	9	17	33
10	6	4	8	6	0	2	14	12
9	3	3	7	5	11	4	21	12
8	4	8	2	5	6	1	12	14
7	6	7	1	5	2	0	9	12
6	6	5	7	9	5	2	18	16
5	1	7	3	1	2	1	6	9
4	7	2	9	2	4	3	20	7
3	0	0	4	1	1	1	5	2
2	1	0	2	0	0	2	3	2
1	1	2	3	0	1	1	5	3
合計	53	58	62	57	43	29	158	144

# 市営住宅等空家状況

平成23年10月31日現在

番号	建設年度	団地名	棟	部屋番号	専用面積 (㎡)	住戸タイプ名					シバ - 対応	EV 有無
						1DK	2K	2DK	3DK	3LDK		
1	H9	陽光町	1号棟	202	49.50							有
2	H9	陽光町	3号棟	304	49.50							有
3	H9	陽光町	6号棟	1202	40.20							有
4	S63	大東町16番	2号棟	202	39.90							
5	S64	大東町16番	4号棟	102	39.90							
6	H3	大東町17番	3号棟	312	44.50							有
7	H8	大東町東	1号棟	306	64.30							有
8	S61	上宮川町	1号棟	707	64.40							有
9	S61	上宮川町	1号棟	806	64.40							有
10	H5	上宮川町	6号棟	902	65.00							有
11	H10	楠町	1号棟	105	39.70							有
12	H10	楠町	1号棟	407	49.20							有
13	H10	翠ヶ丘町北	北棟	303	49.80							有
14	S47	西蔵町	D棟	102	47.96							
15	S47	西蔵町	D棟	401	47.96							
16	S47	西蔵町	D棟	406	47.96							
17	S48	西蔵町	E棟	406	47.96							
合 計					17	2	3	4	8	0	3	11

## 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入居者選考委員会への諮問）

第15条 市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項を定めるに当たっては，芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成 18 年芦屋市条例第 5 号）第 2 条に規定する芦屋市営住宅入居者選考委員会に諮るものとする。

## 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（委員長）

第 3 条の 2 選考委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

2 委員長は，会務を総理し，選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき，又は委員長がかけたときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）

第 3 条の 3 選考委員は，委員長が招集し，その議長となる。

2 選考委員は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。

3 選考委員の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

## 芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第2条 市に次の通り附属機関を置く。

第3条

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市営住宅入居者選考委員会	市営住宅の入居資格，選考方法，住宅の割当方法その他必要な事項について調査審議	12 人以内	(1) 市議会議員 (2) 市民団体の代表者 (3) 市職員	1

（任期）

第 3 条 委員の任期は，第 2 条の表のとおりとする。ただし，特に定める場合を除き，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

## 芦屋市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第 19 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合